

消毒用アルコールの安全な取扱いについて

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、手指の消毒のため消毒用アルコールを使用する機会が増えていますが、消毒用アルコールは、消防法に定める危険物の第四類アルコール類に該当する場合があります、火気により引火しやすい性質があります。

消毒用アルコールから発生する可燃性蒸気は空気より重く低所に滞留し、小さな火源や静電気でも引火するため、取扱いには十分注意が必要です！

①火気に注意！

- ・消毒用アルコールの近くで火気を使用しないようにしましょう。
- ・消毒用アルコールを置く場所や保管する場所は、常に整理及び清掃を行い、付近に不要な物を置かないようにしましょう。

②直射日光や高温に注意！

- ・直射日光が当たる場所や高温な場所では、消毒用アルコールの可燃性蒸気が発生しやすくなるため、容器を置く場所や保管する場所に気を付けましょう。

③換気に注意！

- ・室内で詰替え作業等をする場合は、十分に換気して行いましょう。
- ・密閉した室内で大量に使用しないようにしましょう。

④容器に注意！

- ・詰め替える際は、漏れ、あふれ、又は飛散しないように十分注意しましょう。
- ・詰替えた容器にもアルコールであることの表示や、「火気厳禁」等の注意事項を記載しておきましょう。
- ・地震等により容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないように注意しましょう。

消毒用アルコールを貯蔵・取扱う場合の消防への届出、申請について

消毒用アルコールは、消防法に定める危険物の第四類アルコール類に該当する場合があります。一定の濃度、量以上で消防への届出や申請が必要となります。

消毒用アルコール(第四類・アルコール類)を貯蔵・取扱う場合

貯蔵・取扱う数量	届出・申請の有無
80L未満	届出・申請は必要ありません
80L以上400L未満	少量危険物の届出が必要になります
400L以上	危険物施設の申請が必要になります

ご不明な点やご相談は、小樽市消防本部予防課保安指導係まで問合せください。



問合せ先

小樽市消防本部予防課保安指導係

TEL (0134)22-9181

FAX (0134)22-9182